

## 「特定商取引に関する法律」に基づく行政処分について

岡山県は、屋根修理や塗装工事等の役務提供の訪問販売を行っていた 浅雄塗装 こと 浅雄 セツ子（住所：真庭市美甘）について、特定商取引に関する法律（以下「法」という。）の違反行為を認定し、同人に対し、平成26年2月18日付けで法第8条第1項の規定に基づく行政処分（業務停止命令3か月）を行いましたので、法第8条第2項の規定に基づき公表します。

### 記

#### 1 事業者の概要

- ①氏名等 浅雄塗装 こと 浅雄 セツ子（あさお せつこ）
- ②住所 真庭市美甘
- ③年齢性別 67歳・女性
- ④事業内容 屋根の鬼飾りの修理、トタンの葺替、塗装工事等の役務提供の訪問販売

#### 2 取引の概要

同人は、浅雄塗装の屋号を用いて、岡山県内の消費者宅を訪問して営業活動を行い、屋根修理や塗装工事等の役務提供の訪問販売を行っていた。

#### 3 業務停止命令の内容

平成26年2月19日から平成26年5月18日までの間（3か月間）、法第2条第1項第1号に規定する「訪問販売」に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

- ①訪問販売に係る役務提供契約の締結について勧誘をすること。
- ②訪問販売に係る役務提供契約の申込みを受けること。
- ③訪問販売に係る役務提供契約を締結すること。

#### 4 業務停止命令の原因となる事実

##### ①再勧誘（法第3条の2第2項）

訪問販売事業者は、訪問販売に係る役務提供契約を締結しない旨の意思を表示した者に対し、当該契約の締結について勧誘してはならないにもかかわらず、同人は、岡山県内の消費者宅を訪問した際に、消費者が契約の締結を断った後も消費者宅から退去せず、「工事をさせてくれ。」等と消費者に告げ、更に勧誘をしていた。

これは、法第3条の2第2項の規定に違反するものである。

##### ②書面不交付（法第5条第1項）

訪問販売事業者は、訪問販売に係る役務提供契約を締結したときは、契約の内容を明らかにする書面を役務の提供を受ける者に交付しなければならないにもかかわらず、同人は、岡山県内の消費者宅を訪問して締結した役務提供契約について、消費者に対し、当該書面を交付しなかった。

これは、法第5条第1項の規定に違反するものである。

##### ③債務不履行（法第7条第1号）

訪問販売事業者は、訪問販売に係る役務提供契約に基づく債務又は訪問販売に係る役務提供契約の解除によって生ずる債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させてはならないにもかかわらず、同人は、岡山県内の消費者宅を訪問して締結した役務提供契約に係る債務について、正当な理由がないのに、履行していない。

これは、法第7条第1号の規定に違反するものである。

##### ④迷惑勧誘（法第7条第4号に基づく規則第7条第1号）

訪問販売事業者は、役務提供契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘してはならないにもかかわらず、同人は、岡山県内の消費者宅を訪問した際に、役務提供契約の締結をしつこく勧誘するなど、消費者に迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘をしていた。

これは、法第7条第4号に基づく規則第7条第1号の規定に違反するものである。

#### 5 事例

##### （事例1）

同人は、平成25年1月、同人と共に事業を営む家族（以下「従事者」という。）2名を伴う計3名で、岡山県内の消費者A宅を突然訪問し、「屋根の鬼飾りが傾いているから直した方が良いですよ。」等とAに告げ、工事の役務提供をしつこく勧誘した。Aはしつこいし迷惑だなどと思いながら、仕方なく契約することにした。

すると同人は、「先にお金をください。10万円です。」等とAに告げ、Aは現金10万円を同人に支払ったが、領収書の交付を受けたのみで、契約書の交付は受けていない。

その後、同人らはA宅を複数回訪問して工事をしたが、Aには工事に関する説明

は何もなく、そのうち、同人らが工事を途中やめで放置したので、Aは同人に何度も電話で工事を催促したが、同人は「行く。」と言って来なかったり、「今日は風が強いからできない。」等と告げるなど、のらりくらの状態であった。

3月になって、同人らはようやくA宅の工事を再開したが、「トタンを剥がすと板が腐っていてトタンが浮いている。直した方がよろしい。」等とAに告げ、別の修理工事の役務提供を勧誘した。Aは言われるまま、この修理工事を契約し、同人から「材料代として先に12万円ください。」と前金を要求されたので、現金12万円を同人に支払ったが、この際も領収書の交付を受けたのみで、契約書の交付は受けていない。

しかし、その後も、同人らはこの2件の工事を行わず、Aが催促の連絡をしてものらりくらの状態であった。

Aは家族に相談し、家族を通じて消費生活センターと警察に相談した上で、同人に工事を催促したところ、5月になって、同人らは最初に契約した鬼飾りの工事を行ったが、Aはその工事の仕上がりを素人同然だと思った。

このため、Aが2番目に契約した修理契約の解約を同人に申し出たところ、同人は簡単に了承し、「5月末日までに代金の12万円を間違いなく現金書留で送ります。」とAに約束してA宅から退去したが、返金はされていない。

## (事例2)

同人は、平成25年5月、従事者2名を伴う計3名で、岡山県内の消費者B宅を突然訪問し、「屋根の修理をさせてくれ。」等とBに告げ、工事の役務提供を勧誘した。Bは断ったが、同人らはB宅から退去せず、しつこく「工事をさせてくれ。」等とBに告げ、更に勧誘した。

Bは仕方なく、従事者に「本当に直せるんか。」と尋ねると、従事者は「直せる。」と答えたので、Bは迷惑だと思いながら屋根のトタン替え工事を依頼し、同人に言われるまま、材料代として現金10万円を同人に支払ったが、領収書の交付を受けたのみで、契約書の交付は受けていない。

10万円を支払って工事を依頼したのに、同人らが工事をしないため、Bは6月以降、再三にわたって同人らに工事をするよう要求したところ、同人らは7月ようやくトタン屋根の材料をB宅に持参し、8月になってトタンの塗装や屋根の葺き替え工事を行ったが、Bは雑な仕事だと思った。

7月から8月にかけて、Bは工事の度に材料代等の名目で4回にわたって合計で現金26万円を同人に支払い、領収書の交付を受けたが、この際も契約書の交付は受けていない。

8月の工事後、工事した箇所が雨漏りするため、Bが同人らに修理をするよう要求したところ、同人らは8月中に2度にわたってB宅で修理を行った。

しかし、雨漏りは止まらず、Bはその後も同人らに修理をするよう再三要求したが、同人らは「屋根を直しに行く。」等とBに告げたものの、8月の2度目の修理を最後に、B宅を訪問していない。

Bは夜も寝られない程心労がたまり、遂に警察に相談した。Bの家族らは、消費

生活センターに相談して、契約書の不交付を根拠に、クーリング・オフ通知を9月に同人あて簡易書留で郵送し、これまでBが支払った36万円を返金するよう要求したが、同人からは連絡がなく、返金もされていない。

### (事例3)

同人は、平成25年7月、従事者2名を伴う計3名で、岡山県内の消費者C宅を突然訪問し、「壁がだいぶん傷んだから塗り替えをせんかな。」等とCに告げ、工事の役務提供を何回もしつこく勧誘した。Cはしつこいし迷惑だなと思いつつ仕方なく契約することにした。

同人は、金額内訳や工事に関する説明を行わずに「30万円で出来ます。ペンキを買うけえ、お金を先に少しくれえ。」等とCに告げ、Cは現金6万円を同人に支払ったが、領収書の交付を受けたのみで、契約書の交付は受けていない。

2日後、同人らはC宅を再び訪問し、「風呂場の排水溝を埋める工事をする。」等とCに告げ、1時間程工事をしたが、Cには何の説明もなく、Cは本当に必要な工事だったのか分からなかった。工事後、同人は「もうちょっとお金を出して欲しいんじゃ。9万円ほど欲しい。」等とCに告げ、Cは現金9万円を同人に支払ったが、この際も領収書の交付を受けたのみで、契約書の交付は受けていない。

さらに2日後、同人はC宅を再び訪問し、「防水するのにもう5万円かかる。」等とCに告げ、更に追加料金を要求した。不信心を持ったCの家族が「30万円出すんだから、その範囲内でやってくれ。これ以上は出せん。」と断ると、同人はC宅から退去した。

しかし、この5日後、同人らはC宅を再び訪問し、「防水にしとかにゃあ、ペンキを塗っても直ぐに落ちる。もう5万円かかる。」等とCに告げ、再び追加料金を要求した。Cはうんざりして、「もう止めよう。工事はしなくて良いから、お金を返してくれ。」と契約解除を申し出たところ、同人は反論することなく、「いいですよ。」とあっさり契約解除を受け入れ、「4～5日したら金が入るから返しに来ます。」とCに告げた。Cが誓約書の提出を求めたところ、同人は「150,000円持って来ます。」とメモ書きし、記名押印してCに手渡したが、7日後に現金書留で5万円の返金があったものの、Cが何回催促の電話をしても残金の返済がなかったため、Cは消費生活センターと警察に相談した。

その後、Cが同人に再三催促の連絡をしたところ、1月末までに現金書留で合計4万円の返金があったが、残る6万円の返金はされていない。